

常置委員及び所長代行者の選出方法及び任期に関する規程

昭和五十七年六月十七日

東京地方裁判所規程第二号

改正 平成 十三年十二月 十八日東京地方裁判所規程第五号

改正 平成二十一年 四月 十日東京地方裁判所規程第六号

改正 平成三十 年 六月二十八日東京地方裁判所規程第一号

委員及び所長代行者選出規則（昭和二十二年六月二十三日裁判官會議決議）の全部を改正する。

（趣 旨）

第一条 東京地方裁判所司法行政事務処理規程第四条の常置委員及び同規程第二十四条第四項の所長代行者（立川支部長が充てられる所長代行者を除く。以下同じ。）の選出方法及び任期は、この規程の定めるところによる。

（常置委員及び所長代行者の選挙）

第二条 本庁民事部又は本庁刑事部において常置委員又は所長代行者を選出するのは、それぞれ、本庁民事部又は本庁刑事部の各部に配置された判事及び判事の権限を有する判事補を選挙人とする選挙による。

第三条 前条の選挙は、いずれも毎年十二月中に行う。

2 前項に定めるほか、本庁民事部又は本庁刑事部において選出した常置委員又は所長代行者に欠員を生じた場

合（第九条第二項の規定により、常置委員の欠員が補充されるときを除く。）には、それぞれ、欠員を生じた時から一か月以内に補欠選挙を行う。

第四条 選挙の期日、投票所及び投票時間は、所長が定める。

2 所長は、遅くとも選挙の期日の七日前に、前項の事項を選挙人に通知しなければならない。

第五条 所長は、選挙長となり、選挙の事務を総理する。

2 投票及び開票を管理させるため、選挙管理人二人を置く。

3 選挙管理人は、選挙人の中から、所長が委嘱する。

第六条 投票は、第三条第一項の選挙においてはいずれも二名連記無記名式で、同条第二項の補欠選挙においてはいずれも単記無記名式で行う。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付する。

第七条 投票は、投票時間内に、投票所において、選挙管理人の立会いの下に行う。

2 公務その他のやむを得ない事由により、期日に投票を行うことができない選挙人は、前条第二項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ選挙長に届け出て、期日前に選挙長の指定する場所において、投票用紙の交付を受け投票を行うことができる。この場合には、選挙長がその投票を開票まで保管する。

第八条 開票は、投票終了後直ちに、選挙長及び選挙管理人の立会いの下に行う。

2 開票の結果は、開票後直ちに、投票所に掲示する。

第九条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とし、得票数が同じであるときは、抽せんによつて当選人を定める。第三条第一項の規定による常置委員の選挙においては、さらに同様の方法で次点者三人及びその間の

順位を定める。

2 常置委員の選挙の当選人が次条の規定により当選を辞した場合又は常置委員に欠員を生じた場合には、いずれも、前項後段の次点者を順次繰上げ当選人とする。

第十条 当選人は、正当な理由があるときは、その所属する各部会議の承認を得て、当選を辞することができる。
2 三回以上連続して当選した者は、前項の承認を得ないで、当選を辞することができる。

(立川支部における常置委員の選出)

第十一条 立川支部における常置委員の選出は、毎年十一月又は十二月に行うものとし、その方法は、立川支部会議の定めるところによる。

(常置委員又は所長代行者の告示)

第十二条 常置委員又は所長代行者となる者が確定したときは、所長は、遅滞なく、その氏名を告示しなければならない。

(常置委員又は所長代行者の任期)

第十三条 常置委員又は所長代行者の任期は、いずれも、第三条第一項の選挙及び第十一条の選出が行われた翌年の一月一日から一年間とし、再任を妨げない。

2 第三条第二項の補欠選挙で当選した常置委員若しくは所長代行者又は第九条第二項の規定により一月二日以降に繰上げ当選した常置委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残期間とし、再任を妨げない。立川支部から補欠として選出された常置委員の任期も、同様とする。

第十四条 常置委員又は所長代行者は、選出時に所属した本庁民事部、本庁刑事部又は立川支部から他に配置換

えられたときは、直ちに退任する。

第十五条 常置委員又は所長代行者は、正当な理由があるときは、その所属する各部会議の承認を得て、辞任することができる。

第十六条 任期の満了によつて退任した常置委員又は所長代行者は、新たに選出される常置委員又は所長代行者について第十二条の規定による所長の告示があるまでは、なおその任務を行う。

附 則

1 この規程は、昭和五十七年七月一日から施行する。

2 この規程施行の際現に委員若しくは所長代行者に選出され、又は委員の選挙で次点者と定められている者は、それぞれ、この規程の規定により常置委員若しくは所長代行者に選出され、又は常置委員の選挙で次点者と定められた者とみなし、その任期又は常置委員に欠員を生じた場合繰上げ当選者とされる期間は、昭和五十七年十二月三十一日までとする。

3 改正前の委員及び所長代行者選出規則による委員又は所長代行者の選挙で当選した者は、この規程第十条第二項の規定の適用について、それぞれ、この規程による常置委員又は所長代行者の選挙で当選した者とみなす。

附 則（抄）

1 この規程は、平成十四年二月一日から施行する。

附 則（抄）

この規程は、平成二十一年四月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成三十年六月二十八日から施行する。